

越前町 A E D 貸出要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、貸出用に配置した自動体外式除細動器 A E D (以下「A E D」という。)の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出基準)

第 2 条 次の各号に該当する場合に貸出しを行うものとする。

(1) 越前町内で開催される各種イベント、スポーツ行事等で、事業の目的に照らして、貸出しが適当と認められる行事等(以下「対象イベント等」という。)を対象として貸出すものとする

(2) その他、町長が認めた場合

(貸出期間)

第 3 条 貸出期間は、原則として対象イベント等が開催される期間とし、当該対象イベント等が終了した後は、速やかに返還するものとする。

(貸出要件)

第 4 条 主催者側に医療従事者、又は A E D の取り扱い含めた普通救急法受講修了者がいるものとする。

(貸出申請)

第 5 条 貸出希望日の一週間前までに、別紙の「越前町 A E D 借用申請書」(様式第 1 号)を提出するものとする。

(経費)

第 6 条 A E D の貸出し料及び使用した付属品(パッド)は無償とする。

(維持管理)

第 7 条 申請者は、A E D を目的以外で使用せず、転貸することなく良好な状態で管理すること。

(損害賠償)

第 8 条 A E D の貸出しを受けた者は、盗難、破損等の防止に努める

とともに、故意又は過失によって、当該 A E D を故障又は破損させた場合には、貸出を受けた団体の負担において原状に復するものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。